

19 生徒心得

この心得は、学校生活の秩序を保ち、一人一人の生徒が明朗で健全な高校生活を送るために定める。

本校生徒は、この心得を遵守し、本校生徒としての自覚に基づいた責任ある行動をとるよう心がけなければならない。

1 登校、下校

- (1) 始業前5分以上の余裕をもって登校すること。
- (2) バス、列車を利用するときは、高校生としての品位をけがす態度や他の乗客の迷惑となる行動があってはならない。
- (3) 自転車で通学しようとするものは、届け出て、ステッカーを車体の所定の位置に貼付すること。また、自転車乗車時はヘルメットを着用すること。本校に在学中はバイク及び自動車の使用を禁止する。
- (4) 清掃当番および週番の任務は、始業10分前から授業終了後30分までとする。
- (5) 下校の際は、窓を施錠し、教室を整頓すること。
- (6) 下校時刻は、原則として、19時とする。

2 欠席、遅刻、早退、外出、欠課

- (1) 遅刻、早退、公認欠席をする場合は、事前に所定の様式によって届を担任に提出し承認をうけること。
- (2) 欠席する場合は、事前に保護者が連絡すること。ただし、7日以上長期病欠等、必要と判断された場合は、医師の診断書を添えること。
- (3) 登校後の外出は、原則として許可しない。止むを得ない事情により外出する場合は、所定の様式によって担任に届出て許可を受けること。
- (4) 自己または家族、同居人が法定伝染病にかかった場合は、直ちにその旨を学校に届出なければならない。

3 学習

- (1) 教室においては静粛にし、お互いに学習効果をあげるよう努める。
- (2) 考査は、自己の実力を公正に表現し、決して自己の良心や他人をあざむく行為をしてはならない。

4 校内生活

- (1) 他人に迷惑となる行為や粗野な言動は慎み、高校生としての自覚に基づいた行動をとるよう心がけること。
- (2) 常に礼節をもって人に接すること。来客や教職員には挨拶し、生徒相互間においても挨拶を交すようにすること。
- (3) 所持品には学年、組、氏名を明記し、貴重品は各自責任をもって管理すること。
- (4) 必要以上の大金は所持しないこと。止むを得ず所持する場合は、担任に預けること。
- (5) 金銭および物品の貸借はつとめて避けること。
- (6) 学習に不要なものは持参しないこと。

(7) 校内に掲示、陳列、配布等をする場合には、事前に生徒指導課の許可をうけること。

(8) スマートフォン等携帯端末使用規定

「携帯端末」とは、スマートフォン・携帯電話・タブレット型端末・ノートパソコン・スマートウォッチ等、インターネットに接続できる機器を指す（学校から貸し出したものも含む）。

- 1 登校後、校舎に入る前に携帯端末の電源を切り、自分のカバンに保管する。
- 2 携帯端末の校舎内での使用目的は学習および許可された諸活動のみとし、それ以外の目的では絶対に使用しない。（補足 学習とは、授業での使用及び学習教材のダウンロードを指す。）
- 3 携帯端末の使用は、授業時間及びあらかじめ定められた時間のみとし、必ず職員の許可を得て、その監督の下で使用する。使用後は電源を切る。
- 4 始業前、休み時間、許可を得ない時間の使用を禁止する。放課後、校舎外での使用、及び許可を得た上での校舎内での使用を認める。
- 5 校内のWi-Fiは、学習のために使用するものとし、私的な目的のための使用を一切禁止する。
- 6 携帯端末は、校舎内外に関わらず、他人に迷惑をかけないように、時間・場所等節度を持って使用する。また、他を中傷する書き込み、個人情報の漏洩等の不適切な使用を禁止する。

5 交友

- (1) 友人間の交際は、お互いの人格を尊重し、節度を守り、良識ある行動をとること。
- (2) 特に、異性との交際は、他から誤解を受けるような行動を慎むこと。
- (3) 交友関係は明朗健全なものとするよう心がけること。
- (4) SNSの利用に際しては、他人の誹謗中傷と受け取られる内容の投稿は厳に慎むこと。また、安易に個人情報の漏洩につながるような内容を投稿しないこと。

6 校外生活

- (1) 外出の際は、行先や用件を常に明らかにすること。夜間の外出は21時までとする。
- (2) 外出時は、高校生らしい服装とすること。また、華美な服装をしないこと。
- (3) 外泊は必ず家庭の承認を得るようにし、生徒間の外泊は避けること。
- (4) 旅行および登山・キャンプをしようとする者は、あらかじめ学校に願い出て許可を得ること。ただし、冬山は禁止する。
- (5) 校外の団体で活動する場合は、担任を通じ校長に願い出て許可を得ること。

7 交通安全

- (1) 交通諸法規をよく守り、常に、事故のないように注意するとともに交通マナーをよく守ること。
- (2) 自転車通学は速やかに届け出ること。学校所定のステッカーを貼ること。
- (3) 自転車の右側走行、並進、無灯火・傘さし乗車、二人乗りはしないこと。
- (4) 歩行中や自転車乗車中は携帯電話やスマートフォンの操作はしないこと。

8 風紀、罰則

- (1) 次の事項を厳禁とする。

①飲酒、喫煙、万引、窃盗、薬物乱用、その他禁止事項

②粗暴なる行為

③不純交遊

④学校設備、備品、樹木等の損傷

⑤飲酒店、マージャンクラブ、パチンコ店、ビリヤード、ゲームセンター等その他、これらに類似すると認められる場所への出入。ただし、カラオケ店、ボーリング場は保護者同伴に限り出入りを認める。

(2) 上記に該当すると認められる行為があった場合には、学則の定めるところにより指導される。

9 アルバイト規程

(1) アルバイトは学業上の支障、生活や交友面で好ましくない問題が生ずる例が多いため原則として禁止する。ただし、経済的事情のある者については次の条件で、生徒指導課で審議の上、許可する。

①長期休業中

(ア) 経済的な事情のあること（ただし、勤労体験という観点から経済的事情にあまり拘らなくてもよい）。

(イ) 課外・補習と重ならないこと（共通テスト受験者は不可）。

(ウ) 部顧問の許可を受け、部活動に支障がないこと。

(エ) 通算成績で欠点科目がないこと。

(オ) 就業日数は10日以内であること。

(カ) 勤務時間は8:00～19:00以内であること。

②長期的なもの（長期休業中以外）

(ア) 経済的な事情があり、本人がアルバイトをしなければならないほど逼迫した家計状況にある者で、以下のどちらかに該当すること。

・ 家庭事情の急変等（保護者の死亡、離婚、失業など）

・ 授業料の減免もしくは奨学金等を受けていること。

(イ) 通算成績で欠点科目がないこと。

(ウ) 部顧問の許可を受け、部活動に支障がないこと。

(エ) 平常日は月～金の間で2日以内とし、勤務時間は17:00～20:00以内であること。

(オ) 休日の勤務時間は8:00～19:00以内であること。

※いずれの場合も以下のような勤務・職場は許可しない。

(a) 酒類の提供が主となるような飲食店（厨房での調理担当も不可）

(b) 風俗営業的な高校生の立ち入り禁止場所や危険を伴う職場

(2) アルバイト希望者は、所定のアルバイト許可願いに保護者の署名捺印、雇用者の捺印をうけたうえで、担任を経て、校長に提出しなければならない。

(3) アルバイトを許可された生徒は、学校が発行する許可証を常に携帯し、必要に応じて提示しなければならない。

附 則

1 生徒心得は一部改訂し令和6年7月1日より施行する。